

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川周作
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田健
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	29,931	29,010	42,505
経常利益 (百万円)	2,156	1,611	3,623
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,124	983	2,050
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,393	2,534	3,248
純資産額 (百万円)	41,536	40,790	42,124
総資産額 (百万円)	49,049	47,514	51,213
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	60.45	56.88	110.36
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.54	83.38	80.29

回次	第56期 第3四半期 連結会計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	19.06	21.49

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社の企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は、オセアニア地域における営業の拠点づくりを推進するため、平成26年9月にオーストラリアに販売子会社としてアイホンPTYを設立いたしました。アイホンPTYでは、オーストラリア及びニュージーランドにおいて積極的に営業活動を行うとともに、物件受注活動の強化を図ってまいります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が和らぎつつあり緩やかな景気回復基調にあるものの、物価上昇の影響等もあり個人消費及び住宅投資は低迷いたしました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、日本国内におきまして駆け込み需要の反動減が顕在化し、新設住宅着工戸数が減少しました。また、海外市場におきましては、米国ではセキュリティニーズの高まりを背景とする前年までの急速な需要拡大につきましては一服感が見られました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、引き続き新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりましたが、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高290億1千万円（前年同四半期連結累計期間比3.1%減）、営業利益は15億6千7百万円（同18.1%減）、経常利益は16億1千1百万円（同25.3%減）、四半期純利益は9億8千3百万円（同12.5%減）となりました。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	会社名
日本	アイホン株式会社
米国	アイホンコーポレーション
欧州	アイホンS.A.S.
タイ	アイホンコミュニケーションズ（タイランド）
ベトナム	アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）
その他	アイホンPTY、アイホンPTE.、愛峰（上海）貿易有限公司、愛峰香港有限公司

日本

国内の住宅市場につきましては、戸建住宅におきましては消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動と戸建住宅の着工戸数の減少から販売は減少いたしました。また、集合住宅につきましては、主に既設マンションのリニューアルにおきまして、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動の影響が大きく販売は減少いたしました。このような状況から、住宅市場全体の売上は減少いたしました。

一方、ケア市場につきましては地域医療再生計画に伴う新築病院の着工件数が増加するとともに、IPネットワーク幹線を使用した新型ナースコールの市場投入効果もあり病院における販売は新築及びリニューアルともに増加いたしました。また、高齢者施設につきましては、新築におきまして介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間延長に伴い販売は増加いたしました。このような状況から、ケア市場全体の売上は増加いたしました。

これらの結果、売上高は263億7千5百万円（前年同四半期連結累計期間比3.9%減）、営業利益は13億3千7百万円（同30.4%減）となりました。

米国

販売子会社であるアイホンコーポレーションにつきましては、コンドミニアムやアパートを中心に集合住宅向けシステムの販売が順調に推移いたしました。また、テレビドアホンにおきましては、既設物件への販売が増加いたしました。しかしながら、セキュリティニーズの高まりを受けた需要拡大に一服感が見受けられたことにより、IPネットワーク対応インターホンシステムの販売は減少いたしました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上高は減少いたしました。為替相場（円安）の影響により円換算での売上高は42億9千4百万円（前年同四半期連結累計期間比2.5%増）、営業利益は3千8百万円（同75.2%減）となりました。

欧州

販売子会社であるアイホンS.A.S.につきましては、長期化する欧州経済の低迷から主力販売国であるフランスの住宅着工戸数が減少したことなどにより、テレビドアホン及び集合住宅向けシステムの販売が減少いたしました。また、その他の国々の販売におきましても、テレビドアホンの販売が減少いたしました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上高は減少いたしました。為替相場（円安）の影響により円換算での売上高は25億3千4百万円（前年同四半期連結累計期間比0.9%増）、営業利益は7千3百万円（同22.1%増）となりました。

タイ

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当第3四半期連結累計期間におきましては当社グループの販売が減少した影響から生産高が減少したものの為替相場の影響により、売上高は58億5千万円（前年同四半期連結累計期間比0.9%増）、営業利益はコストダウン等の影響により2億9千8百万円（同7.3%増）となりました。

ベトナム

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。第2の海外生産拠点として平成23年11月から稼働を開始し、生産高は徐々に増加しております。その結果、売上高は6億8千5百万円（前年同四半期連結累計期間比105.8%増）となりましたが、まだ創業赤字の段階にあるため営業損失は6千2百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失1億3千万円）となりました。

その他

シンガポールの販売子会社であるアイホンP.T.E.につきましては、他社との競争が激化する中、集合住宅向けシステムの販売が大幅に増加いたしました。また、中国の販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司におきましては、現地デベロッパーを含め積極的な提案活動を実施したことなどにより、集合住宅向けシステムの販売が増加いたしました。また、オーストラリアの販売子会社であるアイホンP.T.Y.につきましては、平成26年9月の設立以降、集合住宅向けシステムを中心に販売が順調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は5億1千万円（前年同四半期連結累計期間比12.0%減）、営業利益は1千1百万円（前年同四半期連結累計期間は営業損失1千7百万円）となりました。

（なお、当社グループ向け製品等の海外委託生産管理をしておりました愛峰香港有限公司につきましては、国内外の生産体制の見直しを進め、平成26年1月から解散手続きを進め平成27年1月に清算終了いたしました。）

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様のご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

基本方針に関する取り組み

(イ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下のような取り組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えの下でこれら取り組みを実施しております。

- ・当社は、平成25年4月から3カ年に及ぶ第5次中期経営計画を策定するにあたり、“輝け アイホン ~ 真の輝きを求めて~”を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇る企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けた取り組みを推進しております。
- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、さらに直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ・ヨーロッパ・オセアニア・シンガポール・中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
- ・生産現場においては、タイ・ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えの下、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。
- ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付け行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを承認いただきました。

当社の取り組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ) (イ)の取り組みについて

(イ)で記載した取り組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取り組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

(ロ) (ロ)の取り組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。

- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

なお、本対応方針は株主意思の尊重の考えに基づき、3年ごとにその期間更新または廃止について定時株主総会の承認議案を上程することを予定しており、平成25年6月27日開催の第55回定時株主総会においては本対応方針を一部変更の上で、継続することを承認いただきました。このように本対応方針の継続について株主の皆様が反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位維持につながることをのめないよう努めております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、15億2千3百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,674,128	20,674,128	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	20,674,128	20,674,128	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	20,674,128	-	5,388	-	5,383

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成26年12月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,361,400	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,290,000	162,900	-
単元未満株式	普通株式 22,728	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,674,128	-	-
総株主の議決権	-	162,900	-

【自己株式等】

（平成26年12月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） アイホン株式会社	名古屋市熱田区神野町 二丁目18番地	4,361,400	-	4,361,400	21.09
計	-	4,361,400	-	4,361,400	21.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,621	10,771
受取手形及び売掛金	10,042	8,354
有価証券	3,324	2,384
製品	3,182	4,064
仕掛品	1,771	2,365
原材料	2,345	2,954
繰延税金資産	862	908
その他	264	345
貸倒引当金	77	73
流動資産合計	35,336	32,074
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,627	5,892
減価償却累計額	4,045	4,199
建物及び構築物(純額)	1,581	1,692
機械装置及び運搬具	1,296	1,393
減価償却累計額	940	1,056
機械装置及び運搬具(純額)	356	337
工具、器具及び備品	6,173	6,865
減価償却累計額	5,506	5,926
工具、器具及び備品(純額)	666	938
土地	1,900	1,919
リース資産	150	122
減価償却累計額	58	46
リース資産(純額)	92	76
建設仮勘定	24	7
有形固定資産合計	4,621	4,971
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	8,283	7,886
繰延税金資産	567	35
退職給付に係る資産	-	54
その他	2,405	2,492
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	11,255	10,467
固定資産合計	15,877	15,439
資産合計	51,213	47,514

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,427	1,814
リース債務	28	25
未払法人税等	1,042	32
製品保証引当金	228	171
賞与引当金	-	501
その他	3,617	2,561
流動負債合計	6,344	5,106
固定負債		
リース債務	68	54
繰延税金負債	0	12
再評価に係る繰延税金負債	137	137
退職給付に係る負債	1,223	71
資産除去債務	18	19
その他	1,296	1,321
固定負債合計	2,744	1,616
負債合計	9,089	6,723
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,388	5,388
資本剰余金	5,383	5,383
利益剰余金	32,583	33,701
自己株式	3,479	7,477
株主資本合計	39,876	36,995
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,401	1,589
繰延ヘッジ損益	0	1
土地再評価差額金	455	455
為替換算調整勘定	566	1,707
退職給付に係る調整累計額	267	216
その他の包括利益累計額合計	1,245	2,622
少数株主持分	1,002	1,172
純資産合計	42,124	40,790
負債純資産合計	51,213	47,514

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	29,931	29,010
売上原価	16,875	16,360
売上総利益	13,055	12,649
販売費及び一般管理費	11,142	11,082
営業利益	1,913	1,567
営業外収益		
受取利息	30	26
受取配当金	92	109
受取家賃	56	59
為替差益	225	36
その他	34	76
営業外収益合計	439	307
営業外費用		
支払利息	4	4
売上割引	145	151
その他	46	107
営業外費用合計	196	263
経常利益	2,156	1,611
特別利益		
固定資産売却益	0	4
投資有価証券売却益	38	52
特別利益合計	39	56
特別損失		
固定資産売却損	1	12
固定資産除却損	6	2
投資有価証券評価損	0	-
減損損失	162	-
為替換算調整勘定取崩額	8	43
特別損失合計	179	59
税金等調整前四半期純利益	2,016	1,608
法人税、住民税及び事業税	849	622
少数株主損益調整前四半期純利益	1,166	986
少数株主利益	42	2
四半期純利益	1,124	983

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,166	986
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	458	188
繰延ヘッジ損益	21	1
為替換算調整勘定	789	1,311
退職給付に係る調整額	-	50
その他の包括利益合計	1,226	1,548
四半期包括利益	2,393	2,534
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,230	2,360
少数株主に係る四半期包括利益	163	173

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第2四半期連結会計期間より、平成26年9月に設立したアイホンP T Yを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,157百万円減少し、利益剰余金が748百万円増加しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、主として当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	923百万円	918百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	442百万円	597百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	336	18	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	222	12	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
 末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	370	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	244	15	平成26年9月30日	平成26年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
 末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年8月7日開催の取締役会決議に基づき、自己株式2,208,500株の取得を行いました。この
 結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が3,997百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末にお
 いて自己株式が7,477百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	23,047	4,186	2,511	-	-	29,745	186	29,931	-	29,931
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,408	4	0	5,801	333	10,547	393	10,941	10,941	-
計	27,455	4,191	2,511	5,801	333	40,292	579	40,872	10,941	29,931
セグメント利益 又は損失()	1,920	155	60	278	130	2,284	17	2,267	353	1,913

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及びシンガポール並びに平成25年4月に設立した上海の現地法人の事業活動を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて、処分を決定した固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては1億6千2百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	21,684	4,286	2,529	-	-	28,500	510	29,010	-	29,010
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,690	8	4	5,850	685	11,240	-	11,240	11,240	-
計	26,375	4,294	2,534	5,850	685	39,740	510	40,251	11,240	29,010
セグメント利益 又は損失()	1,337	38	73	298	62	1,686	11	1,698	130	1,567

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港、シンガポール、上海及び平成26年9月に設立したオーストラリアの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(退職給付に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更しております。

当該変更による当第3四半期連結累計期間のセグメント利益への影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益	60円45銭	56円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,124	983
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,124	983
普通株式の期中平均株式数(株)	18,599,499	17,294,304

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第57期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)中間配当については、平成26年11月5日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	244百万円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

アイホン株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 明紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイホン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。